

指定振動施設設置（使用）届出書

年 月 日

（あて先）

川 口 市 長

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあつては
その代表者の氏名

（電話番号）

埼玉県生活環境保全条例第52条第3項（第53条第3項）の規定により、指定振動施設の設置（使用）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容		※ 施設番号	
常時使用する従業員数		※ 審査結果	
指定振動施設の種類、型式、公称能力、数、使用開始・終了時刻及び振動の防止の方法	別紙のとおり。	※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙

指定振動施設の種類、型式、公称能力、数、
使用開始・終了時刻及び振動の防止の方法

工場又は事業場 における施設番号		
指定振動施設 の種類		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
型式及び公称能力		
施設数		
使用開始時刻	時 分	時 分
使用終了時刻	時 分	時 分
振動の防止の方法		

- 備考
- 1 「指定振動施設の種類」の欄には、埼玉県生活環境保全条例別表第2第6号に掲げる区分及び名称を記載すること。
 - 2 設置の届出の場合には「工事開始予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、使用の届出の場合には「設置年月日」の欄に、それぞれ記載すること。
 - 3 「振動の防止の方法」の欄の記載については、吊基礎、直接指示基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。